

平成14年4月1日

# 所沢市は“特例市”へ移行します

所沢市では、市の自主性を高め、個性豊かで活力あふれる地域社会をつくるため、特例市への移行に向け準備を進めてきました。その結果、昨年12月14日に、所沢市を特例市に指定する政令が公布されました。

特例市制度は、一定の規模や能力を持つ地方自治体に、その能力に応じて処理できる一定の事務権限を国が一括して委譲する制度です。

市民に最も身近な市が、より多くの権限を持つことで、地域の特性を生かした個性あふれるまちづくりを自らの責任でできるようにします。

今回は特例市への移行についてお知らせします。

## 特例市とは…

特例市は、地方分権の新たな担い手となる核都市として、政令指定都市、中核市に加えて、平成12年4月施行のいわゆる地方分権一括法により創設された新たな都市制度です（下記の「現在の都市制度」およびページの「都市制度比較」を参照）。

これまで国に集中していた権限・財源を地方自治体に委譲して、暮らしに身近な地域のことには住民の意向を踏まえ、地方自治体が主体的に決められるようにする地方分権の主旨に基づいています。

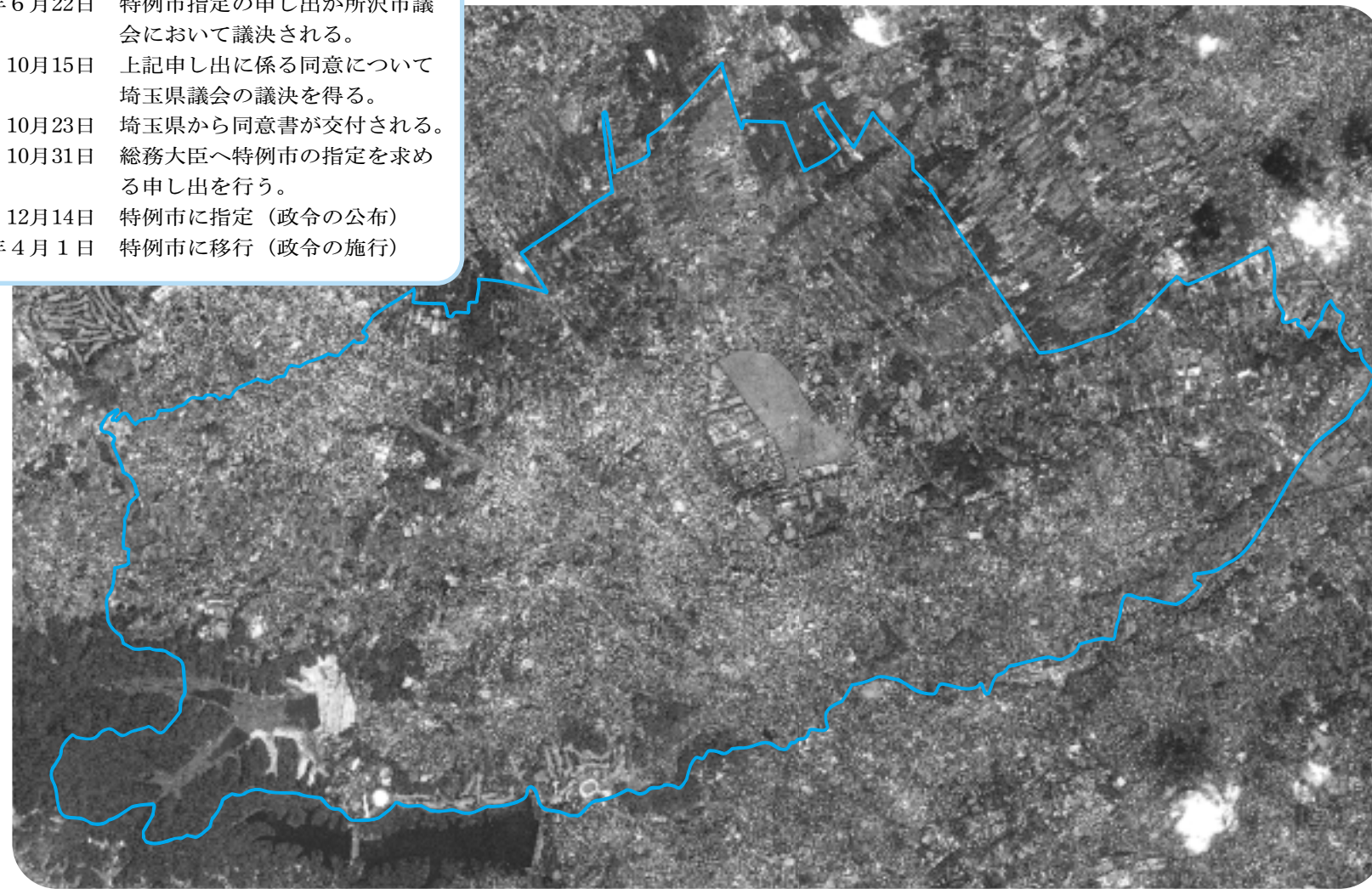
## 特例市になるとどう変わるの？

- 騒音の規制や振動の規制、水質の常時監視など水質汚濁の防止に関する事務が委譲され、市の実情に応じて環境に配慮した住みよいまちづくりを行えます。
- 都市計画に関する事務（開発許可に関する開発審査会の設置）が委譲され、市の実情に合った個性あるまちづくりが展開しやすくなります。
- 「はかり」の定期検査や立入検査の実施など市民生活に密着した事務が委譲されることにより、市の実情にあったきめ細かい対応が可能となります。
- 県への経由時間が短縮される、事務処理の迅速化が図られるなど、市民サービスの向上に寄与します。
- 一般市から特例市へと移行することで、市の知名度が向上し、イメージアップにつながることを期待できます。
- 自己決定権の拡大に伴い、職員の意識改革と政策形成能力の向上が期待できます。

## 地方分権時代をリードする個性あるまちづくり

### 特例市移行までの経緯

- 平成13年 6月22日 特例市指定の申し出が所沢市議会において議決される。
- 10月15日 上記申し出に係る同意について埼玉県議会の議決を得る。
- 10月23日 埼玉県から同意書が交付される。
- 10月31日 総務大臣へ特例市の指定を求める申し出を行う。
- 12月14日 特例市に指定（政令の公布）
- 平成14年 4月1日 特例市に移行（政令の施行）



高解像度衛星「IKONOS」により撮影された現在の所沢市域

画像提供元：日本スペースイメージング㈱

### 実際に特例市が行う事務とは…

特例市では、環境行政や都市計画などに関して、左表のとおり16法律に基づく20項目の事務権限が委譲されますが、法律の適用地域が限定されています。

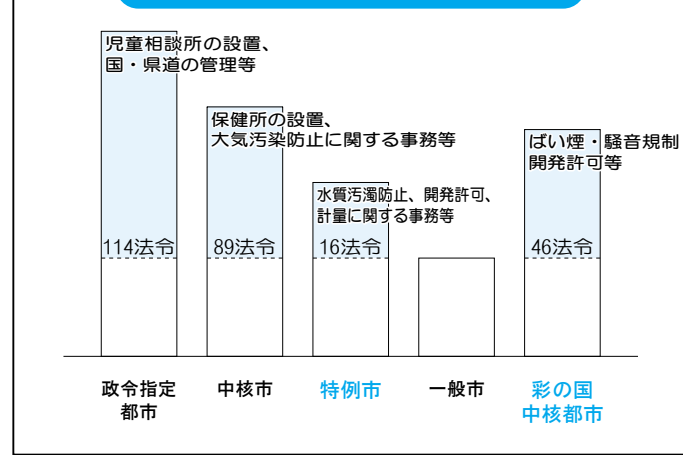
**特例市は 地方分権推進の第一歩**

特例市に求められるのは、自己決定能力と自己責任です。市では、特例市移行を契機に、職員の意識改革と職務遂行能力を一層強化します。同時に、市民とともに地方分権時代にふさわしい、

所沢らしい魅力あるまちづくりを進めていきます。また、特例市への移行を、さらなる地方分権へのステップとしてとらえ、今後も地方分権を一歩一歩着実に推進していきます。

問い合わせ 行政管理課 ☎998-246

### 都市制度比較（委譲対象法令数）



### 現在の都市制度

- 政令指定都市** 人口50万人以上で政令で指定する市  
札幌市、仙台市、横浜市、名古屋、神戸市、広島市、福岡市など12市
- 中核市** 人口30万人以上、面積100km<sup>2</sup>以上で政令で指定する市  
旭川市、秋田市、宇都宮市、静岡市、姫路市、高知市、鹿児島市など28市
- 特例市** 人口20万人以上で政令で指定する市  
全国で30市（対象市は59市）。4月1日から所沢市を含む7市が特例市になります。
- 一般市** 人口5万人以上で全戸数の6割以上が中心市街地に存在するなどの条件を満たす市  
全国で602市

**身近な環境改善につなげてほしい**

坂井 信博さん (北有楽町在住)

はかりを使う仕事をしています。何気なく受けていた定期的な検査ですが、ここで市の仕事になるわけですね。よい機会ですからあらためて住まいの近くを国道が通っていて、夜間の振動や騒音など、ふと気になることがあります。これなど実態に即して対応してほしいですね。

職業柄、水を使うこともあり、所沢の水環境も気になる場所です。子どものころ遊んだ、きれいな川が戻ればいいと感じています。

**個性を生かしたまちづくりを**

柏倉 香さん (小手指町在住)

外出に車をよく使いますが、市内には区画や道路が未整備な地域がまだあるなと感じます。今回の移行を契機に、都市計画や開発に関する作業が迅速に進むことは大変良いことだと思います。ただ、自然を残すことも十分考慮してほしいです。

地方分権の推進を担う制度と聞き、ぜひこの機会に、過去の実績にこだわらない、新しい都市像を作り出してほしいと思います。

所沢市独自の個性を生かしたまちづくりに期待しています。

**市長インタビュー**

### 特例市への移行にあたって

●特例市に移行するにあたり、地方分権時代を迎えた所沢のまちづくりについてお聞かせください。

**斎藤市長** 特例市への移行は、今後さらに推進される「地方分権の時代」を先取りできる制度と考えています。

特例市の指定を受けることで、これまで以上に市の事務権限が拡大されます。これに伴い、市民生活や都市環境の質を高め、市民サービスの向上はもとより、市民の皆さんの実情に応じたきめ細かい対応が可能になります。

具体的には、一昨年の地方分権一括法の施行によって、国や県で行われていた事務の多くが市町村独自の事務になり、各地方自治体の裁量権が大幅に増えてきました。そして、これまでの横並びの発想から、地方自治体自らが「自己決定・自己責任」により、今まで以上にその地域の実情にあったまちづくりが進められるようになりました。

今、全国の自治体が大変革の時を迎えています。特例市への移行は、その新たなステップの第一歩を担うものであり、「地方分権時代をリードする個性あるまちづくり」に向けて、大きく一歩前進できるものと考えています。

市では昨年度、多くの市民の皆さんのご協力を得て、所沢市総合計画基本構想を策定しました。構想では、市民・団体・事業者それぞれが協働の立場に立ったまちづくりを大きな柱としています。その実現にあたっては、より一層の地方分権の推進が不可欠になっていくものと思います。

今後、全国の特例市とも緊密に連携し、一層の権限委譲や財源措置について積極的に働きかけていきます。

市民の視点に立った、個性豊かな魅力あるまちづくりの実現に向け、引き続きご理解、ご協力をお願いいたします。

環境行政に関する事務	
1 騒音規制法	騒音を規制する地域の指定、規制基準の設定、関係行政機関の長への協力要請等
2 悪臭防止法	悪臭原因物の排出を規制する地域の指定、規制基準の設定、公示、周辺市町村長の意見聴取、関係行政機関の長への協力要請等
3 振動規制法	振動を規制する地域の指定、規制基準の設定、関係行政機関の長への協力要請等
4 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	汚水等排出施設を設置している工場に係る特定事業者が公害防止統括者を選任したとき等の届け出の受理等
5 水質汚濁防止法	特定施設の設置の届け出等の受理、計画変更命令等、常時監視、公表、報告徴収、立入検査等
6 瀬戸内海環境保全特別措置法	法適用地域外
産業・経済行政に関する事務	
7 計量法	計量法に基づく勧告、定期検査等
都市計画・建設行政に関する事務	
8	都市計画の決定または変更にあたっての土地の試掘等の許可等
9	開発行為の許可等
10	都市計画施設または市街地開発事業の区域内における建築の許可
11	都市計画事業の施行地区内における建築等の許可
12	宅地造成等規制法
13	被災市街地復興特別措置法
14	都市再開発法
15	市街地再開発促進区域内における建築の許可等
16	土地区画整理法
17	大都市圏における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法
18	住宅地区改良法
19	駐車場法
20	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律